

議案第11号

朝来市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月27日提出

朝来市長 多次 勝 昭

提案理由要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により令和2年4月1日から導入される会計年度任用職員制度について、そのサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年朝来市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第11号資料

### 朝来市職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p>	<p>(宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>